

保険金の請求に必要な書類

CLUB-Aゴールドカード、JALダイナースカード、JAL・JCBカード プラチナ、JAL アメリカン・エクスプレス®・カード会員の方は下表に含まれません。詳しくはカード送付時にお送りしている「カード付帯保険のご案内」をご確認ください。

▶ CLUB-Aゴールドカード、JALダイナースカード、JAL・JCBカード プラチナ、JALアメリカン・エクスプレス®・カード会員の保険に関する資料請求

A : CLUB-Aカード **R** : 普通カード **N** : JALカード navi

必要書類	ご請求になる保険金の種類								
	海外・国内 共通		海外旅行					国内旅行	
	傷害		傷害治療費用	疾病治療費用	賠償責任		携行品損害	救援者費用等	通院保険金 手術保険金 入院保険金
	死亡	後遺障害			A	N			
A R N	A R N	A N	A N	対人	対物	A N	A R N	A N	
保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
JALカードのコピー	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日本出入国日およびご本人様のお名前を確認できる書類（海外旅行の場合）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事故証明書 （公の機関のもの。やむをえないとき第三者のもの。）	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎
医師の診断書		○	○	○				○	○
治療費の明細書および領収書			◎	◎					
示談書または念書					◎	◎			
第三者の損害を証明する書類					◎	◎			
損害物件の修理見積書または修理領収書						◎	◎		
損害物件の写真							◎		
購入時の価格・購入先を示す書類							◎		
救援者費用の明細書および領収書								◎	
3日ないし7日以上入院証明書								○	
死亡診断書または死体検案書	○								
被保険者除籍済の戸籍謄本および全ての法定相続人の戸籍謄本・印鑑証明	◎								
そのほか必要と認められる書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※◎印は原本（オリジナル）をご提出ください。

※傷害後遺障害については、日本の医師が発行した診断書をご提出ください。

※診断書・事故証明書等の発行手数料は、保険金支払い対象外です。

（ただし、海外旅行保険のご請求で東京海上日動に提出用の診断書の発行手数料はお支払いの対象ですので、診断書原本をご提出ください。）

※海外治療費用について、治療実費が10万円を超える場合に医師の診断書をご提出ください。ただし、保険金請求額が10万円以下の場合であっても診断書のご提出をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※盗難事故の場合、警察へ連絡し事故証明書が必要です。警察に行けない場合は、第三者の証明が必要です。

※盗難により携行品損害の保険金を請求される場合には、当該携行品購入時の領収書、保証書等のご提出を求め、これが困難な場合には保険金をお支払いできない場合がございます。

※海外旅行において、自動化ゲートをご利用されたためパスポートに出入国スタンプが押印されていない場合は、搭乗券半券や旅行会社作成の日程表等が必要です。

※写真代、見積料、修理等に要した交通費は保険金お支払い対象外です。

※事故の日から、原則30日以内に東京海上日動火災保険（株）または（株）JALUX保険サービスまでご連絡ください。

※保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

※保険適用可否等については、引受幹事保険会社が定める所定の手続きによって行われ、事故内容によりましては調査を実施させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。